

## 行政相談委員の紹介

行政相談委員として、令和5年4月1日付けで2人のかたが総務大臣から委嘱されました。

黒沢 明良 氏(新任) 浅見 幸弘 氏(新任)

行政相談委員は、住民の皆さんから広く行政に対する苦情や意見・要望などをお聴きして、苦情の解決や行政運営の改善を進める仕事をしています。

総合センターでの定例相談のほか、委員宅でも相談をお受けしていますので、お気軽にお申し出ください。

### ■定例相談(総合センター)

偶数月の第2金曜日 午後1時～3時

問合せ 総務課(10番窓口) ☎62-1231

## 高齢者補聴器の購入費を助成します

町では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢のかたを対象に、友人や家族とのコミュニケーションがとりやすくなるよう補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します。

### 助成対象者

- ①町内に住所を有する65歳以上のかた
  - ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていないかた
  - ③耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けたかた
- ※中等度難聴程度のかたが対象

### 助成内容

2万円(対象経費の1/2)を上限として、1人1回限りの助成です。

※助成には要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

### 助成手続きの流れ

①申請書の入手	福祉課窓口にて、申請書と医師意見書用紙をお渡しします。 ※町ホームページからもダウンロードできます。
②耳鼻咽喉科の受診	医師意見書を持参し、耳鼻咽喉科を受診していただきます。 医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください(受診料・検査料・文書料などは自己負担です)。
③申請	申請書、医師意見書(作成日から3か月以内)、見積書(販売店が発行したもの)を福祉課へご提出ください。
④交付決定	町から助成金交付決定通知書と請求書用紙(町指定の用紙)が届きます。 ※助成金交付決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。
⑤購入	補聴器を購入し、購入店舗からその領収書(補聴器の型番が分かるもの)をもらってください。請求書に領収書の写しを添付し、福祉課へご提出ください。
⑥助成	指定の口座に助成金を振り込みます。

問合せ 福祉課(4番窓口) ☎62-1233